
最近の判例から (18) - 工作物責任 -

旧日本軍が造った地下壕の崩落で発生した家屋の被害等について、 国には工作物責任があるとして損害賠償請求が一部認容された事例

(東京地裁立川支判 平22・11・29 ウエストロー・ジャパン) 小野 勉

戦時中に旧日本軍が造った地下壕が崩れ、住宅が住めなくなった等として、住宅の所有者が国に対し家の修理費等を請求した事案において、国の責任を認め、原告住民らの請求が一部認容された事例（東京地裁立川支部平成22年11月29日判決 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

原告住民ら（以下「Xら」という）が居住していた土地、建物の地下に地下壕が存在していた。その地下壕は、旧日本軍が戦時中に造ったもので、総延長4.2キロの規模で複数の壕が計画され、約75%が完成したところで終戦をむかえ建設作業が中止されたものである。昭和47年、A市により地下壕実態調査に伴う地質調査が行われ、また昭和53年及び昭和54年、地下壕の一部について埋戻し工事が実施されたが、本事案の崩落個所にあたる地下壕（以下「甲壕」という）の埋戻し工事等はされなかった。

平成14年10月4日午前、Xら所有地直下の甲壕が崩れたことにより地面が陥没して穴が生じ、Xらの建物が傾く等の被害が生じた。A市は、本件事故発生直後に、陥没穴を発泡モルタルなどで埋める作業を行った。また、A市は、平成15年8月から同年12月にかけて、本件事故現場付近の地質調査を実施した。続いて、A市は、平成16年8月から翌年3月にかけて、形状調査とボーリング調査からなる

乙特殊地下壕対策事業工事を実施した。なお、A市は、当初、乙特殊地下壕対策事業において、本件土地の地盤改良工事及び本件家屋の補修工事の実施を計画していたが、本件家屋の補修が困難と見込まれたため、これらの工事は中止された。

そこでXらは、国（以下「Y」という）に家屋の修理費や慰謝料など、合計約9350万の損害賠償を求めて提訴した。

2 判決の要旨

裁判所は以下のとおり判示して、Xらの請求を一部認容した。

本件地下壕が公の公営物にあたるかについては、公の目的に供されていたと認めるに足りる証拠もないため、Yは国賠法2条1項の責任を負わない。

本件地下壕が土地工作物にあたるかについては、その内部空間は周囲の土地と明確に区別でき、別個独立に支配管理が可能であるから、土地とは別個の社会的、経済的価値を有するものであるといえ、本件地下壕及びその一部である甲壕は、建設当時、土地の工作物に該当するものと認められる。また、建設中止から現在まで実施された地下壕に関する調査で判明した事実を照らせば、甲壕は、依然として数多くの空洞等が残存し、相当の規模を保持していたと推認できること等から、甲壕は、建設中止時から本件事故当時まで土地工作物であったと認められる。また、本件地下

壕の建設から本件事故発生に至るまでの間、Yが第三者に地下壕の排他的な支配を移転したなどという事情は認められないし、甲壕は本件事故当時も土地工作物としての性質を有していたといえるから、滅失したとも認められず、本件事故当時までYが占有していたものと認められる。そして、Yは自ら占有する土地工作物である甲壕につき、建築中止後、埋戻し工事などの安全対策を何ら実施しなかったと認められるから、Yには、少なくとも甲壕の保存につき瑕疵があると認められる。Yの甲壕の保存の瑕疵と本件事故との間には相当因果関係は認められる。以上によれば、Yには、民法717条1項に基づく責任（工作物責任）は認められる。

地下壕の建設当時、本件地下壕が具体的な崩落の危険性を有するものだったと認めるに足りる証拠がない本件では、Yが本件地下壕の崩落を防止すべき条理上の義務を負うとしても、それが個別の国民に対する職務上の法的義務に該当するほど高度なものであると認められない。よって、Yは国賠法1条1項に基づく責任を負わない。

Xらは、Yの被用者、同人の不法行為の内容及びYの事業の具体的内容等を明確にしておらず、本件では、主張責任を負うXらにより必要十分の主張がなされているとはいえないから、民法715条1項（使用者等の責任）に基づく請求は失当である。

損害について、Xらが主張した、本件不動産の使用利益、本件家屋の客観的利益、地盤改良費用、擁壁工事費用、転居費用、損害調査費用、慰謝料、弁護士費用の各費用についてそれぞれ検討した結果、Yに対し約3500万円を支払うよう命じる。

3 まとめ

本事例は、居住していた一戸建住宅の地

下に存在する地下壕が崩落したことにより損害を被った原告らが、被告である国は、崩落の危険性がある地下壕を設置し、これを放置したため宅地陥没等の事故が発生したなどとして、損害賠償を求めた事案において、地下壕は公の公営物に当たらないとして、国賠法2条1項の責任は否定したものの、本事例では、被告が第三者に民法717条所定の土地の工作物である地下壕の排他的支配を移転したという事実はなく、地下壕の一部が滅失したとも認めがたいから、少なくとも地下壕のうちの一部は被告が占有していたと認められ、また、埋戻し等の対策を実施しなかったという地下壕の一部についての保存の瑕疵と本件事故との間には因果関係が認められるとして、被告に民法717条の責任を認め、原告らの請求が一部認容されたものである。

国土交通省、農林水産省及び林野庁は、平成21年度に特殊地下壕実態調査を実施し、その取りまとめを行っている。特殊地下壕とは、戦時中に旧軍、地方自治体、町内会等が築造した防空壕のことを指すようである。その取りまとめによると、残存する地下壕の総数は560市区町村9850箇所あり、そのうち、危険又はその可能性がある地下壕は487箇所であり、うち築造主体が旧軍、軍需工場、地方公共団体、町内会のものは259箇所になるという。

地下壕の存在について、行政は情報公開には慎重のようではあるが、本判決を契機に、宅建業者は、不動産取引において、営業エリアの地下壕の存在について、調査の必要も生じてくるものと思われる。